

**尼崎市情報公開・個人情報保護**

**審査委員会答申**

( 答申第 6 号 )

平成 1 9 年 3 月 2 7 日

答 申 第 6 号  
平成19年 3月27日

尼崎市長  
白 井 文 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会  
会 長 村 上 武 則

オンライン結合による提供の制限の例外について（答申）

平成19年2月19日付け尼後医第140号による諮問（オンライン結合の相手方：兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）、システムの名称：後期高齢者医療広域連合電算処理システム）について、尼崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第6項の規定に基づき、つぎのとおり尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「本審査委員会」という。）の意見を述べます。

1 本審査委員会の意見

諮問のあったオンライン結合による提供については、適当である。

2 本件オンライン結合を適当と認める理由

事務又は事業の遂行上必要かつ適切と認められること。

オンライン結合を行うことにより窓口での即時処理が可能となるに対し、オンライン結合を行わない場合は次のような処理を行うものとなり事務処理に相当の日数を要するため、市民サービスの低下や事務の非効率化が生じることになる。

本市で処理を行った各種データを一定期間ストックする。

ストックしたデータを記録媒体に格納する。

当該記録媒体を広域連合に持参又は郵送する。

広域連合において当該記録媒体の情報をコンピュータで処理し、処理結果データを格納した記録媒体を作成する。

当該記録媒体を持帰り又は返送を受け、本市のコンピュータで処理を行う。

こうしたことから、本件オンライン結合は、市民サービスの向上及び事務の効率化に大いに寄与するものであり、条例第8条第5項第2号の前段に規定する「事務又は事業の遂行上必要かつ適切なもの」であると認めることができる。

個人情報について必要な保護措置が講じられていること。

本市においては、条例にもとづき職員及び業務委託先従業員並びにそれらであった者に対しても厳しい罰則を伴う個人情報保護規制を及ぼしているほか、尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護

管理規程やセキュリティポリシーである尼崎市行政資産管理指針に基づき、システムの利用に当たってユーザIDやパスワード認証により操作者を限定し、適切な情報管理を図っているところである。

一方、オンライン結合先である広域連合は特別地方公共団体であり、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の内容に準拠し条例に相当する内容の個人情報保護条例の制定を予定しているとともに、セキュリティポリシーを策定し、情報管理を行うものとしている。

更に、両団体のシステム結合に使用する回線は、いわゆるインターネット回線等とは全く別の広域イーサネットを利用し、データのやりとりを本市と広域連合間に限るほか、暗号化やファイアウォールの設置などの保護措置も講じられる。

これらのことから、本件オンライン結合にあたっては、条例第8条第5項第2号の後段に規定する「適切な個人情報の保護措置が講じられている」と認めることができる。

### 3 付帯意見

前述のとおり、本件オンライン結合は適当と認められるが、一層の個人情報保護の措置が講じられるよう、以下の意見を申し添えるものとする。

広域連合において、当該システムを利用するに当たって、本市と同様にユーザIDやパスワード認証等により操作者を限定するなど、適切な情報管理を申し入れること。

制定予定の個人情報保護条例その他において、個人情報の不適切な提供等を行う職員及び委託先従事員並びにそれらであった者に対し、本市と同等以上の罰則規定が盛り込まれるよう申し入れること。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第3部会において審議を行ったものです。

以 上

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 2月19日	・ 諮問書を受理
平成19年 2月28日	・ 審査委員会第3部会に付託
平成19年 3月13日	・ 実施機関の説明及び質疑 ・ 審議
平成19年 3月27日	・ 答申

審査委員会第3部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤江 勝久	元人権擁護委員	部会長
村上 武則	大阪大学大学院教授 (高等司法研究科)	
米丸 恒治	神戸大学大学院教授 (法学研究科)	
重本 克代	人権擁護委員	
松浦 克彦	(株)神戸新聞総合出版センター顧問	
村上 和弘	(株)近販取締役 元毎日新聞社阪神支局長	